

南関町介護保険住宅改修費受領委任払いに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「改修費」という。）の支給に当たって、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が有する当該改修費の受領に関する権限を法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を施工する者（以下「施工業者」という。）に委任することにより、町が施工業者に対して改修費を支給する方法（以下「受領委任払い」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 改修費の支給を受領委任払いにより受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町の被保険者で介護保険料の滞納がない者とする。

(委任)

第3条 受領委任払いによる改修費の支給を申請しようとする対象者は、住宅改修の施工業者に対して、当該改修費の支給申請及び受領に関する権限を委任するものとする。

(施工業者)

第4条 対象者から前条の規定による委任を受けようとする施工業者は、南関町介護保険住宅改修費受領委任払いに関する誓約書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する南関町介護保険住宅改修費受領委任払いに関する誓約書（様式第1号）は、当該年度に初めて受領委任払いを利用する場合に提出するものとし、当該年度中におけるその後の提出は省略することができる。

(事前申請)

第5条 第3条の規定による委任を受けた施工業者は、住宅改修に着手する前に、次に掲げる書類を町長に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認申請書（様式第2号）

(2) 介護支援専門員その他町長が適当と認める者が作成した住宅改修が必要な理由書（様式第3号）

(3) 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその内訳が分かるもの

(4) 住宅改修前の写真（改修予定箇所が客観的に判別でき、日付の入ったもの）

(5) 当該申請に係る住宅改修の工事の内容が分かる図面等

(6) 対象者と住宅の所有者が異なる場合は住宅改修承諾書（様式第4号）

(7) 前号により住宅の所有者が死亡のため承諾を得ることができないときは、代表相続人確認書（様式第5号）

(8) 入院中や介護認定申請中等である者は、入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書（様式第6号）

(9) 住宅改修に係る部品等のパンフレット等

(10) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要と認めるもの
(事前承認)

第6条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、当該住宅改修の適否を対象者に対し通知するものとする。この場合において、施工業者は、同項の規定による当該住宅改修を適当と認めた通知があるまでは、当該住宅改修に着手してはならないものとする。

(改修費の請求)

第7条 施工業者は、住宅改修が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出し、改修費を請求するとともに、その審査を受けなければならない。

(1) 南関町介護保険条例施行規則(平成12年規則第25号)第16条に定める介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費代理受領支給申請書(委任払い用)

(2) 住宅改修工事完了確認書(様式第7号)

(3) サービス提供証明書(様式第8号)

(4) 請求の内訳が分かるもの

(5) 住宅改修前後の写真(改修箇所が客観的に判別でき、日付の入ったもの)

(6) 当該申請に係る住宅改修の工事の内容が分かる図面等

(7) 当該申請に係る住宅改修に要した費用の対象者負担分に係る領収書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要と認めるもの

(審査及び決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査し、その申請を適当と認めたときは、施工業者に対しその旨を通知するものとする。

(改修費の返還)

第9条 町長は、対象者及び施工業者が偽りその他不正な手段により改修費の支給を受けたときは、当該改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。